

核兵器禁止条約（TPNW）発効で世界はどう変わる

山田寿則（明治大学）

2017年10月26日

「パネル討論 核兵器禁止条約と日本の安全を考える」

はじめに

核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons; TPNW）

- 「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する国連会議」（国連総会決議71/258）
- 会期：2017年3月27日～31日、6月15日～7月7日
- 参加国：130か国以上、国際機関、NGOなど（N5、印パ、イスラエル、北朝鮮、韓豪加独などは不参加。日本は、3月会期の冒頭に出席し演説、「建設的かつ誠実に参加することは困難」として以後の不参加を表明）
- 2017年7月7日採択（賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール））

1 TPNW の内容と特徴

（1）条約としての基本構造

- 前文、本文（20か条）
- 普遍的条約を目指す：12条（普遍性）、13条（署名）、14条（批准等）
- 発効要件：50か国の批准等（15条）
- 留保：禁止（16条。「この条約の各条の規定」につき）
- 有効期間：無期限（17条1）
- 脱退：「自国の至高の利益を危うく」する「異常な事態」の存在と通告で可（17条2）。通告後12か月で脱退可だが、武力紛争中の脱退不可（同3）。
- 改正：締約国の3分の2の賛成で改正→過半数締約国の批准→批准国につき改正発効（10条）

（2）条約の主な内容

- 核兵器の包括的で全面的な禁止：開発・実験・生産・製造・取得・保有・受領・移譲・使用・使用すると脅威・援助・奨励・勧誘・配置・設置・配備…「いかなる場合」も禁止（1条）
- 廃絶と検証で一定の規定（廃棄と軍事転用防止）（2条～4条）
 - 申告（保有の有無等）（2条）
 - ◇ 非保有国：NPT並みの保障措置協定の締結・維持の義務（3条）
 - ◇ 旧保有国：廃棄済み検証、転用防止の検証（4条1）
 - ◇ 現保有国：運用撤去、廃棄義務、除去計画提出等（4条2）、転用防止の検証（同3）
 - ◇ 他国核所在国：速やかな撤去確保（4条4）

- 制度的取極の存在
 - 締約国会合（2年毎）・検討会合（6年毎）・特別会合（締約国の要請）（8条）
 - : 締約国、非締約国、国際組織、市民社会の参加

（3）TPNWの特徴

- ① 核兵器の「禁止」の確立・・・1996年ICJ勧告的意見からの発展
 - 開発・保有その他の禁止を含めた包括的な禁止
 - 使用の違法性の「確認」、威嚇の禁止規範の「創設」
- ② 「廃絶」への道筋・・・「核兵器のない世界」というゴールの可視化
 - すべての核保有国の加入＝事実上の核廃絶
 - 加入のドアを開かせる方策の議論・・・締約国会合、国連総会、NPT会合等
 - 核軍縮誠実交渉・完結義務の再確認（前文）
- ③ 人道的アプローチに基づく「汚名化」の深化（＝非正当化／脱正統化）
 - 核使用の帰結の非人道性 → 核兵器の多面的な非難
 - 非人道性から非正当性へ・・・説明責任の転換（どちらが常識か）
 - 平和・核軍縮教育の重要性・・・市民社会の役割・被爆国の役割

2、TPNWの課題

- 保有国不参加では実効性がない
- NPTを損なう
- 安全保障を考慮していない

おわりに

参考文献・情報源

- TPNW交渉会議の公式サイト：<https://www.un.org/disarmament/ptnw/index.html>
 - RCWの対応サイト：
<http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/nuclear-weapon-ban>
 - 核兵器廃絶日本NGO連絡会ブログ：<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>
 - RECNA核兵器禁止ブログ：<https://treaty negotiation.wordpress.com/>
 - 日本反核法律家協会：<http://www.hankaku-j.org/index.html>
- 『反核法律家』92・93合併号（2017年9月25日）（特集核兵器禁止条約の採択と今後の課題）
- 富田宏治『核兵器禁止条約の意義と課題』かもがわ出版、2017年
 - 川崎哲『核兵器を禁止する』岩波ブックレット、2014年
 - 秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店、2015年
 - ウォード・ウィルソン『核兵器をめぐる5つの神話』法律文化社、2016年
 - スコット・セーガン、ケネス・ウォルツ『核兵器の拡散 終わりなき論争』勁草書房、2017年